（別紙1）

「次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務」に係る意見への回答

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
1	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.11-12	3	-4	図5	意見	別紙3「機能の最遅開始時期」を段階リリースの基準として捉えても、稼働の中核となる令和10年2月までに全298機能のうち156機能（全体の過半、別紙6の関連画面で約86面）を完成させる必要があり、本調達の実質作業期間（要件定義の詳細化・修正～設計・開発・テスト・移行を令和9年4月～稼働まで）でこれを構築することは、品質確保および稼働時期遵守の両面でリスクが高いと考えます。最遅開始時期による段階配置は令和10年2月に大きく集中しており、後続（令和10年4月以降）へ回せる開発工数が相対的に小さいため、開発負荷の平準化には十分につながりません。 ■提案： (1)稼働開始時期（令和10年1月）を後ろ倒しし構築期間を延長する。 (2)稼働時点に必須とする機能をさらに絞り込み、残機能を後続で段階的に拡充する段階稼働方式を採用いただく。	別紙3の最遅開始時期を段階リリースの基準としても、令和10年2月時点で必要となる機能が156機能（全298機能の過半）に集中し、これらを実質作業期間内に完成させるには相当規模の並行体制を要する。後続（令和10年4月以降）に配置される機能の構築量は相対的に小さく、最遅開始時期に沿った段階配置だけでは開発負荷が令和10年2月に偏り平準化されない。また本規模をソフトウェア工学の標準工期算定（COCOMO類似式 D=2.5×E^0.33）で推計しても、稼働中核の規模に対し実質作業期間は不足しており、仕様書でも「短期間に複数の工程が並行して進行する」ことが前提とされ、発注者側でも工期の逼迫がリスクとして認識されているものと拝察されるため。	ご意見を踏まえ、システム稼動時期は令和10年1月で変更しないものの、段階的な機能提供を可能とする仕様に変更しました。 システム稼動時期については、現行システムがGIMAシステムから提供される認証サービスを利用しており、当該サービスの終了となる令和10年2月までに現行システムの認証方法を変更することができないことから、次期システムの稼動は変わらず令和10年1月としています。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
2	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.65-66	7	-2	ア	意見	受注者及び各責任者（プロジェクト責任者・技術統括責任者・品質管理責任者・情報セキュリティ管理責任者・PMO等）の必須要件として、「システム更改等（500人月）」の実績・経験を複数（責任者によっては3件以上）有することが繰り返し課されています。本調達と同等以上の規模（500人月）の更改実績を、受注者に加え複数の責任者に重畳的に必須化することは、応札可能な事業者・技術者を著しく限定し、競争性を阻害する懸念があります。さらに、仮に本調達が500人月規模であることを前提とするならば、これを実質約10ヶ月で完遂する計画（意見1参照）は非現実的です。 ■提案： 「500人月」を複数の責任者に重畳的に課す必須要件を見直し、規模・件数（「複数」「3件以上」等）の要件を緩和すること、および実績の一部を必須項目から加点項目へ移すことをご検討いただきたい。	500人月規模の更改実績を過去3年以内（責任者経験は5年以内）に複数有する事業者・技術者は限定的であり、これを受注者・各責任者の必須要件として重畳的に課すと応札可能な体制を構成できる事業者が著しく絞り込まれ、競争性の低下が調達コストの上昇を招き発注者の不利益につながるため。また、発注者が本調達と同等以上の500人月規模の更改実績を求めていること自体が本調達を相応の規模と認識していることを示唆するが、500人月規模をソフトウェア工学の標準工期算定（COCOMO類似式 D=2.5×E^0.33）で推計すると標準工期は約19ヶ月、短縮限界でも約15ヶ月であり、実質約10ヶ月・常時約50名規模の並行体制を要する現行計画は、発注者自身が求める実績規模に照らしても非現実的であるため。	ご意見を踏まえ、システム開発規模から開発工数を500人月から300人月に変更しました。 なお、複数件での経験による再現性の確保の観点から工数の見直しの実を行い、件数については変更していません。 詳細は調達仕様書をご確認ください。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
3	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.51-63	7	-1	-	意見	「7 設計・開発・移行における実施体制に関する事項」では、多数の責任者・リーダー等のロールごとに役割と必須要件が具体的に規定されており、体制・要員に関する必須要件が多数のロール（各責任者・チームリーダー・AI・移行等）に重畳的に課されています。これは受注者の体制構成の自由度を狭めるとともに、これら必須要件を満たせる事業者を限定し競争性を阻害する懸念があります。こうした詳細かつ過大な体制要求は、短期間に多数の工程を並行進行させる非現実的な計画（意見1参照）を成立させるための帰結と考えられ、要員数と単価の増大を通じて調達コストの過剰にもつながります。 ■提案： まず計画自体を現実的なもの（構築期間の延長または段階稼働）に見直すことでリスクと必要体制を圧縮したうえで、体制要件については役割の兼任許容範囲を拡大し、必須要件の一部を加点項目へ移すなど、事業者の体制提案の自由度を確保する方向で見直すことをご検討いただきたい。なお品質管理・情報セキュリティの独立性は、個人の必須要件ではなくチーム要件として担保する方式が現実的と考えます。	体制要件が多数のロールごとに詳細に規定され、体制・要員に関する必須要件が各責任者・チームリーダー・AI・移行等の多数のロールに重畳的（実績年数・件数・規模等）に課されているため、受注者が最適な体制を提案する自由度が失われ、かつ全要件を満たせる事業者が限定されて競争性が低下する。これらの過大な体制要求は、短工期・多数工程並行という計画を無理に成立させるために管理者層・高スキル要員を厚く配置する必要から生じており、計画の非現実性が体制の過大要求とコスト過剰の根因である。したがって、過大な要求で無理な計画の達成を図るのではなく、計画自体を現実的にしてリスク・必要体制・コストを低減することが本質的な解決となるため。	ご意見を踏まえ、役割の兼任や必須要件の一部加点項目への変更、資格及び経験を個人ではなく、チームに対して求める要件として変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
4	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P51～	7	(1)	全般	意見	実施体制において各チームのリーダーを専任で置くことが求められていますが、兼任を認めていただけないでしょうか。	必要以上に専任のリーダーを置くことはコスト増につながることが懸念されると考えられるため。	ご意見を踏まえ、役割の兼任の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
5	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P23～	5	7	－	4	「AI機能の実証」について、効果検証を踏まえて本開発に実装すべきかどうかを判断する内容となっているため、開発における実装範囲が決定していない状態である。入札金額はAI機能の実装を含まない範囲とし、AI機能部分については金額も含めた技術点(加点要素等)として評価するのはどうか。	入札時に実装範囲が定まらないため、各社の入札金額に差が生じるのではないか。	次期RSシステムで提供するAIを用いた機能は、「別紙3 機能一覧」に示す機能です。 「AI機能の実証」における効果検証の結果を次期RSシステムで開発する機能の品質の向上のために用いることを目的にAI機能の実証を行います。 そのため、効果検証の結果、精度や性能の向上のため活用可能な技術や処理方式の取込や、結果が芳しくなかったものについてその原因を特定し、次期RSシステムにおけるAI機能の開発に反映することを想定しています。なお、AI機能を用いることにより著しく人手で実施する場合よりも品質が低下することが想定される場合は、その代替手段含めて機能実現要否を主管部署と協議の上決定する想定です。
6	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P54	3	14	(1)	1	移行方針として運用開始直前に認証方法をGIMAからGSS AMSに変更することが要件定義書から読み取れます。リリース時期の緩和等により、試験期間を長くとっていただくことは可能でしょうか。	十分な試験期間を確保することで品質を担保することができると考えます。	次期RSシステムの認証方法は、システム稼動時点からGSS AMSから提供される認証サービスを利用するため、運用開始直前に認証方法をGIMAからGSS AMSへ変更する予定はございません。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
7	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	１９、２０	5	（6）	ア	4	内部サイトにおける多次元点検・横断分析機能および見える化サイトのグラフ可視化・簡易分析機能について、プログラミングによるフルスクラッチ開発のみならず、市場実績のあるBIプラットフォームやデータ可視化パッケージの組み込み・連携による構築を明示的に許容・推奨することを追記ください。また、技術評価において「ローコード・ノーコード活用によるUI/UX開発生産性の向上および制度改定時の保守容易性」を正当に評価（加点等）いただけないでしょうか。 現行記載：加えて、受注者は、プログラム設計・製造に当たり開発フレームワーク等のツールを用いる場合、ベンダーロックインを防ぐため、特定の事業者しか使用できない技術、製品、サービス等に依存しないツールを用いること。 修正文章案： 加えて、受注者は、内部サイトにおける多角的な分析画面や見える化サイトの可視化機能等の開発に当たり、開発工数の削減及び将来の制度・様式改定に伴う保守性の向上を図るため、市場実績のある市販のデータ可視化・BIパッケージソフトウェア等を組み込み又は連携して活用してもよい。なお、パッケージや開発フレームワーク等のツールを用いる場合、ベンダーロックインを防ぐため、基礎データが標準的なリレーショナルデータベース等のオープンな形式で保持され、特定の事業者しか使用できない技術、製品、サービス等に過度に依存しないツールを用いること。	独自開発を前提とした仕様により、既存資産を持つ既存開発・運用事業者のみが有利となり、実質的な1者応札を招く恐れがあるため。 デジタル社会推進標準ガイドラインに基づき、市販製品の活用を認めることで、新規参入者のイコールフッティングを実現するため。 また、制度変更時の回収コストを抑えたライフサイクルコスト低減を図るため。	ご意見いただいた現行記載における開発フレームワーク等のツールについては例示であり、独自開発等の特定の開発手法・製品を前提としたものではございません。そのため、ご意見に挙げていただいた内容での変更は行いません。 また、技術評価における評価についてはご意見を参考に正当に評価します。
8	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	9	3	（2）	―	4	以下の文章修正を意見いたします。 現行記載： 次期 RS システムは、政府方針に準拠しガバメントクラウド上に構築した上で、現行 RS システムのデータを次期 RS システムへ移行することを基本方針とする。 修正文章案： 次期 RS システムは、政府方針に準拠しガバメントクラウド上に構築もしくはISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されたサービスを用いて構築することとし、現行 RS システムのデータを次期 RS システムへ移行することを基本方針とする。	デジタル社会推進標準ガイドライン群のひとつである「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」においては以下のように述べられています。 ---------- 3.1 クラウドサービスの選択 クラウドサービスの利用についてはガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点より、ISMAPクラウドサービスリスト又は ISMAP-LIUクラウドサービスリスト（以下、「ISMAP 等クラウドサービスリスト」という。）に登録されたものを原則として選定する。（中略） SaaS については、開発量削減の観点から幅広く優先的に、その利用を検討すること。 ---------- SaaSについては、「開発量削減の観点から幅広く優先的に、その利用を検討すること」とされていますが、現在の仕様書の記載ではSaaSでの提案は困難です。ISMAPクラウドサービスリストに登録されているSaaSであれば、ガバメントクラウドと同じく、機密性２情報を取り扱えることまた、充実した標準機能により開発量削減、TCO低減に貢献できる可能性が高いと考えます。 提案の幅を広げるため、仕様の修正をお願いします。 また、本仕様を修正いただける場合は、仕様書全般でのガバメントクラウドに関する記載についても見直しをお願いします。	次期RSシステムについては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、ガバメントクラウド上での構築可否を検討しています。その結果、一括調達によるクラウドサービス費用の低減やベースラインのセキュリティ担保等のガバメントクラウド上での構築によるメリットがあると考えています。また、次期RSシステムは全ての府省庁が利用するシステムであり、各府省庁からシステムへアクセスするための閉域ネットワークの敷設が必要であり、システムの実現に必要となる期間を考慮した上でもガバメントクラウド上での構築が望ましいものであると検討しています。 ガバメントクラウド上での構築を基本方針としているものの、ガバメントクラウド上で構築すること以上のメリット等が享受できる場合は、ISMAP登録のクラウドサービスでの構築等による提案を否定するものではございません。なお、契約開始後にガバメントクラウド上での構築が必要となる事象が発覚した場合においては、受注者の費用負担において要件を満たす対応を実施いただく必要がございます。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
9	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	６５	7	（２）	ア	4	以下の文章修正を意見いたします。 現行記載： ア 受注者に求める要件 (必須項目) 10項目 修正文章案：（現行記載の１０項目をすべて削除し、以下の要件に置き換え） ア 受注者に求める要件 (必須項目) (1) 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有していること。 ・上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であることを証明すること。 (2) 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。 ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることを証明すること。 ・個人情報を扱う情報システムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。 (3) 応札者は、ガバメントクラウド上にて官公庁等公的機関に係る Web アプリケーション開発やローコード開発、もしくは SaaSを用いた開発にて官公庁等公的機関に係るシステムを実装した実績を過去3年以内に有すること。 (4) 応札者は、ガバメントクラウド上、もしくは SaaS 用いた開発にて１万人以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去3年以内に有すること。 (5) 応札者は、ガバメントクラウドもしくは SaaS の生成AI機能を活用した機能の設計・開発を行った過去3年以内の実績を有することが望ましい。	現行記載は、過度に細かな要件を記載しており、応札者を著しく制限される可能性があります。 デジタル庁等での調達における一般的な粒度の記載を参考とした左記の記載を提案します。 入札に競争性が生まれ、TCO削減に貢献する記載であると思料します。 また、本提案をお認め頂ける場合、同じく過度に細かな要件が記載されている作業要員に求める資格等の要件についても再考をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、受注者に求める要件を見直しています。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
10	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	１２９、１３０	１０	（1）	ア	4	以下の文章修正を意見いたします。 現行記載： ア　本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て主管部署等に帰属するものとする。 修正文章案： ア 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの並びに本システムに組み込まれる市販パッケージソフトウェア等の既存著作物等以外は、全て主管部署等に帰属するものとする。	成果物の一律著作権譲渡要件を明確化・免責し、SaaS・パッケージ製品を活用する新規事業者の参入障壁を取り除くことで、調達における公平性と競争性を確保するため。	ご意見を踏まえ、調達仕様を変更しました。 なお、次期RSシステムにおいては、要件定義書「1.5. 業務観点で管理すべき指標」に示すKGIに記載のとおり「地方公共団体等におけるRSシステムのソースコードの活用拡大」もシステム整備の目的として重視しています。 ソースコードの活用拡大にあたっては、ソースコードの活用においても特定のベンダによる構築や運用保守に依存しない公平性を担保、特定の専門知見や利用にあたり特定のベンダによるサポート等に依存しない技術による構築により、構築容易性や運用保守性を確保することを想定しています。 上記の実現において、SaaSやパッケージ製品の活用は目的や要件を満たせる場合においては否定しないものの、目的の実現が困難になる場合においては受注者の費用負担において目的の達成を可能とする技術方式に変更する必要がございます。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
11	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	４１	3.8	3	-	4	以下の文章修正を意見いたします。 現行記載： 次期RSシステムを実現するソースコードについては、オープンソースコード化して提供することを想定しているため、ソースコード、関連ドキュメント及び構築・運用に必要な情報を公開可能な構成とする。また、ライセンス費用を不要とする等の対応により第三者が継続的に利用、改修及び運用保守できるようにすること。また、上記のように第三者が容易に運用保守を実施可能な構成とすることで、運用費用の不必要な高騰を避けること。 修正文章案： また、ライセンス費用が発生するものについては、別の事業者への譲渡が可能なものを採用することとし、継続的に利用、改修及び運用保守できるようにすること。また、運用費用の不必要な高騰を避ける工夫を行うこと。	次期RSシステムにおいて、ロックイン排除とそれによる運用費用の低減という目的は理解いたします。 一方で、本システムは利用主体が限定的でサポート市場が育たないため、OSS化は公開管理やセキュリティ維持のコスト高騰を招く可能性があると考えます。 デジタル庁が令和８年３月に公表した「情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る有識者検討会最終報告書」において、「OSSはニーズに応じた自由な制御・改良が可能であるが、管理が自己責任となり、ライセンス違反や脆弱性による法務・セキュリティ上の深刻なリスクに直結する。このリスクを制御するため、ガバナンス（ルール）と運用設計（仕組み）への対応策を検討する必要がある。」との記載があります。 また、「OSS の推進を庁内のみの取り組みで完結させることには限界があるため、コミュニティという集合知の力が欠かせない。OSS は多様な視点や専門性を持つ参加者の貢献によって支えられ、成長していくものであり、デジタル庁も構成する一員として、コミュニティへ積極的に参画していくべきである。」との報告がなされています。 次期RSシステムは、その性質上利用する企業や公共機関は限定的であり、上記の最終報告書で言及されている必須要素であるコミュニティが十分に育たず、結果的に扱える事業者の固定化、すなわちベンダーロックインの発生やオープンソースのセキュリティ維持に十分な資本が投下されないことによるセキュリティリスクの増大を招く恐れがあると考えます。 運用費用の低減という目的達成には一般への公開ではなく、「発注者への著作権譲渡」と「標準技術の採用および設計書の完全整備」で十分であると考えます。（事実、多くの政府調達がその形を取っていると理解しています。） 不必要な公開管理費の発生やセキュリティリスクの顕在化を防ぎつつ、費用対効果を最大化するため、本仕様の修正を提案します。	次期RSシステムにおいては、要件定義書「1.5. 業務観点で管理すべき指標」に示すKGIに記載のとおり「地方公共団体等におけるRSシステムのソースコードの活用拡大」もシステム整備の目的として重視しています。 ご意見に挙げられている懸念についてはシステムの整備と並行して今後検討を進める予定です。なお、本調達においても上記に関する助言等を期待しています。
12	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	2～34	5	(8)(9)	AI機能の開発、AI機能の検証	4	AI機能の精度評価について、正答率、根拠一致率、ハルシネーション発生率、応答時間等の評価指標が示されておりますが、評価時に求められる水準についても、可能な範囲で目標値、最低基準値又は評価方法等をご明示いただくことをご検討いただけますでしょうか。	精度目標の設定主体及び評価条件を明確化することで、提案事業者間で共通の前提に基づく見積り及び技術提案が可能となり、導入後の合否判定及び継続的な品質評価の客観性も確保できると考えるためです。	ご意見に関して、技術進歩によるAIサービスやモデルの高度化が著しいことから、要件定義における現時点において、特定のサービスやモデルを想定した定量的な目標値や基準値を定めることは困難であると考えています。また、現時点で定量的な目標値や基準値を定めることで、古いモデルの活用を促す可能性等のリスクを考慮し、定量的な目標値や基準値については、設計開始後に主管部署と協議の上決定する方針としています。
13	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	12	4	-	-	4	調達の目的や効果が達成できる限りにおいては、代替案の提案等、要件定義書の内容に縛られすぎずに柔軟な提案の余地を残していただくことは可能でしょうか。	昨今の技術発展速度を踏まえ、最新技術の提案等を妨げないようにするため。	ご意見を踏まえ、制度の実施や業務の遂行にあたり次期RSシステムの実現においてより良い提案を許容し、提案内容について主管部署と協議の上対応方針を決定できるよう要件を追記しました。 詳細は要件定義書をご確認ください。
14	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	41	5	15	イ	4	成果物の納品形式は、事業者の提案による柔軟な形式での納品に対応できるよう要件を見直しいただくのはいかがでしょうか。	表4の成果物一覧で求められるIaC設定ファイルやプロンプトテンプレート等はMicrosoft OfficeやPDF以外の形式で作成することが想定されるため。	ご意見を踏まえ、Microsoft Office又はPDFファイル形式での作成を基本としつつも、作成する成果物の特性に応じて他の形式も主管部署と協議の上調整可能とする仕様に変更しました。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
15	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	2	-	1	作業要員に求める要件について、要件を緩和いただくことは可能でしょうか。	要件を満たす体制を構築した場合に御見積が高額となる可能性があるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
16	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.11	3	(2)	-	4	AI機能の実証・開発・検証・運用において発生するAzure OpenAI等のAPIトークン利用料の負担主体（受注者負担か発注者負担か）および見積算出の前提条件（想定トークン数・リクエスト数等）を明確にしてください。	トークン費用は利用頻度やデータ量により変動が大きく、応札事業者の見積金額に大幅な解釈格差やリスク積算が発生するため。	AI機能の実証・開発・検証・運用において発生するAzure OpenAI等のAPIトークン利用料の負担主体は、ガバメントクラウドから提供するクラウドサービスの利用料に含まれるため、受注者の負担はございません。 また、見積算出の前提条件については、提案するAIサービスやAIモデル及びそれらを活用した処理方式によることから、明確に回答することは困難になります。システム全体における費用低減の観点から、過度なAPIトークン利用料とならない実現方式とあわせて受注者に提案を期待するものであり、提案の内容を踏まえて評価する方針としています。
17	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.11	3	(4)	表5	4	次期RSシステムと外部連携を行うシステムとの協議・調整支援について、開発期間中または運用期間中に連携先システム側でインターフェース仕様変更やスケジュール変更が発生した場合の本受注者が負う対応範囲および費用調整手続きについてご教示ください。	外部機関のシステム変更は受注者のコントロール外であり、予期せぬ改修工数の発生やスケジュール遅延について責任分界点や協議ルールを事前に定めておく必要があるため。	設計・開発・移行工程においては、受注者にて携先システム側の仕様の確認、次期RSシステムへの実装、連携先システムとのテストの実施及び各種作業を実施するための調整といった一般的な外部システムとの連携に必要な作業の実施を求めています。 一方、次期RSシステムの外部インターフェース仕様の確定以降や運用開始後に連携先システム側で仕様変更が発生した場合においては、変更内容の確認及び次期RSシステムへの影響の調査、主管部署との対応方針の決定、対応方針に基づく作業の実施を想定しています。
18	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.11	3	(4)	-	4	「より最適なスケジュールの提案を拒否するものではない。具体的な実施スケジュールは技術等提案書及び設計・開発実施計画書を踏まえたうえで確定する」との記載がありますが、アジャイル開発やスパイラル開発、あるいは段階的リリース等の開発手法を提案する場合の成果物・マイルストーン判定や検収単位の扱いについて、発注者側の受入協議基準があればご提示願います。	生成AI機能を含むシステム開発において柔軟な開発手法を提案する際、従来のウォーターフォール前提の検収・成果物定義と乖離し、契約履行・検収時の認識齟齬を避けるため。	アジャイル開発やスパイラル開発、あるいは段階的リリース等の開発手法を提案する場合の成果物については、調達仕様書に記載のとおり計・開発実施計画書の作成段階において、受注者が採用する開発手法を踏まえて適切な成果物を定め、主管部署の承認を得ることとしています。 また、マイルストーン判定や検収単位については、成果物を基にした受入を実施する想定です。
19	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	8 12	2 3	(3) (4)	- 図 5	4	8頁「図２　本取組みの全体スケジュール」及び12頁「図５　実施スケジュール」において、稼働開始が令和10年2月稼働開始となっております。 本システムの整備に係る設計・開発・移行においては、約10か月で総ての仕様を満たすサービス開始は非常に困難であると思料いたします。 例えば、基本機能部分の開発を令和9年度に、一部機能の開発を令和10年度に繰り越して実施するなど、開発スケジュールの見直しをするべきかと思料いたします。	本システムの整備に係る設計・開発・移行においては、仕様書案等から推察されるシステム規模に対して適正ではない工期（短期間で実施）とする場合においては、開発体制の増員で対応することになり、開発効率が悪くなることによる工数増加だけではなく、十分な要件定義が実施できないことによる利用者要望の取り込み漏れや設計・開発における品質の悪化が想定されます。	ご意見を踏まえ、システム稼動時期は令和10年1月で変更しないものの、段階的な機能提供を可能とする仕様に変更しました。 システム稼動時期については、現行システムがGIMAシステムから提供される認証サービスを利用しており、当該サービスの終了となる令和10年2月までに現行システムの認証方法を変更することができないことから、次期システムの稼動は変わらず令和10年1月としています。 詳細は調達仕様書をご確認ください。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
20	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	45	6	(5)	ア	4	保守業務の「軽微な改修」において、軽微な改修の具体的な工数の他、実施時期や対応方針について主管課様と協議できるように明記するべきかと思料いたします。	「運用期間中における軽微な改修については、次期RSシステムの設計・開発に要する工数の10%程度の工数を見込むこと」と記載があります。工数の山谷の差が大きくなる場合においては運用保守事業者の体制内で対応が困難である場合が想定されます。 例えば、年間20人月分の軽微な改修稼働がある場合、年度末の１か月間に20人月の作業を実施する等の可能性も考えられます。 運用保守事業者の通常体制内で実施できるように、例えば軽微な改修依頼1件あたりの対応稼働は5人月/件程度を目安とするなどの一時期に作業依頼が集中しないように主管課様と協議できるようにしたく存じます。	ご意見を踏まえ、想定のシステム開発規模をもとに軽微な改修規模を変更しました。
21	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	57	7	(1)	表6	1	8 アプリチームリーダーについて以下の文章があるが、項番3と同様に、チーム全体で（チームメンバーの誰かが）満たすことで可としていただきたい。 ---- アプリケーションチームリーダーは複数名配置することを可能とするが、各人について必須要件を満たすこと。	プロジェクトは個人ではなく複数名・チームで対応するものであり、プロジェクトとして対応できれば貴庁が求める成果を出すことができるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
22	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	(2)	-	1	全体的に要件が細かい＆多すぎる印象です。特に「必須」要件についてはもう少し全体的に必要最小限のものに絞っていただきたいです。 あくまでも参考ですが、デジタル庁が公開している「調達仕様書テンプレート」にも以下のコメントがありますので参考にしてください。 ---- 以下の点に留意して記述してください。 ・特定の資格等の保有や比較的長期間の実務経験等を条件とする場合は、当該条件が応札希望者等にとって過度の制約とならないよう必要最小限のものとする ・多くの事業者からの応札を受けられるよう、資格等の保有に代えて、当該資格保有者等と同等の能力を有することの確認によっても応札等を可能とすることも検討する ・一人の要員に対し複数の高度な資格保有を求める等、過剰な要求により参入障壁を高めることのないよう配慮する	現実的に「必須」要件を満たす事業者が少ないと想定され、公平・公正な調達にならないと想定されるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
23	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51,64	7	(1),(2)	-	1	項番1と同様の意見ですが、各要員要件については、同一ポジションに複数名のアサインをすることで満たすことを可としていただきたい。	プロジェクトは個人ではなく複数名・チームで対応するものであり、プロジェクトとして対応できれば貴庁が求める成果を出すことができるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
24	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51,64	7	(1,)(2)	-	1	項番1と同様の意見ですが、各要員要件については、チーム全体で（チームメンバーの誰かが）満たすことで可としていただきたい。	プロジェクトは個人ではなく複数名・チームで対応するものであり、プロジェクトとして対応できれば貴庁が求める成果を出すことができるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
25	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	(2)	-	1	全体的に、ポジション・役割に応じて分業制を基本とした体制案になっているのに、必須要件にそのポジション固有のスキルセット以外のもの（例えば全体管理責任者にシステム設計能力を求めている、インフラチームリーダーにプロジェクト管理能力を求めているなど）がある。そのポジション固有のスキルは「必須」でよいと思うが、それ以外は「加点」に変更できないか？ 例えば以下のような記載： 品質管理責任者に以下の内容を求める要件になっているが、品質管理責任者にふさわしい能力とは思えない。各ポジションに真に必要とされる能力・実績に絞っていただきたい。 --- ☒☒SS（ITアーキテクト、プロジェクト・マネジメント、ITスペシャリスト、アプリケーションスペシャリスト又はITサービスマネジメント）のレベル４に相当するプロジェクト管理能力及びシステム設計能力 ---- ※全体的にこの内容の記載が多いため、全体的に見直していただきたい。	各要員に広くさまざまなスキル・実績を求めるのではなく、分業制を基本として、各ポジションの求められる役割に応じた対応ができれば、貴庁が求める成果を出すことができるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
26	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	(2)	-	1	受注者及び作業要員に求める要件「システム更改等（500人月）を完了した実績～」について、「500人月」の根拠を示していただきたい。大規模案件の実績を求めるのであれば、「500人月」という数値の指定はなくてよいと考えます。	数値の根拠が不明なため。真に求める要件をそのまま素直に記載した方がわかりやすいため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
27	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	(2)	-	1	受注者及び作業要員に求める要件「RAGシステムの実績」「技術等提案書において提案される開発手法」「ガバメントクラウドの実績」等がANDで求める要件が散見される。 特にRAGシステムについては、本格的にシステムにおいて実利用に耐えうるようになったのはここ最近である認識であり、日本全体的にそこまで実績が豊富に存在しないと考えます。提案できる会社や提案できる要員が限られるため、「必須」ではなく「加点」に変更した方がよいと思います。	現実的に「必須」要件を満たす事業者が少ないと想定され、公平・公正な調達にならないと想定されるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
28	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64	7	(2)	-	1	受注者及び作業要員に求める要件「移行レコード数が10万件以上で且つ移行対象テーブル数が50テーブル以上～」という要件について、「10万件」や「50テーブル」の根拠を示していただきたい。大規模案件の実績を求めるのであれば、具体的な数値の指定はなくてよいと考えます。	数値の根拠が不明なため。真に求める要件をそのまま素直に記載した方がわかりやすいため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
29	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	101～107	8	(1),(2)	-	1	運用・保守における要員要件も項番１～7と同様です。	プロジェクトは個人ではなく複数名・チームで対応するものであり、プロジェクトとして対応できれば貴庁が求める成果を出すことができるため。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
30	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	8	2	(3)	-	1	設計・開発フェーズでは、AI実証をしながら２９８個の機能を開発する計画のため、かなりタイトなスケジュールと考えます。2027年4月1日からプロジェクト開始できることは必須と考えますが、リスクを鑑みて、本番リリース時期を遅らせるか、開発機能数を減らすなどを検討いただきたいです。	本番リリース日までに確実に設計・開発フェーズを完了させるためのリスク対策のため	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
31	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51	7	(1)		1	「全体管理責任者、プロジェクト管理責任者、品質管理責任者及び情報セキュリティ管理責任者はそれぞれ専任とし、他の役職との兼任は許容しない」と記載がございますが、専任条件は厳しいため、兼務の許容を要求いたします。	専任を必須とすると、要件を満たす人材の確保が難しくなり、費用増加につながるおそれがあるためです。品質管理の独立性と必要な管理体制を確保したうえで、業務に支障のない範囲で兼務を認めていただきたいと考えます。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
32	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	101	8	(1)	-	1	「全体管理責任者、プロジェクト管理責任者及び品質管理責任者はそれぞれ専任とし、他の役職との兼任は許容しない」と記載がございますが、専任条件は厳しいため、兼務の許容を要求いたします。	専任を必須とすると、要件を満たす人材の確保が難しくなり、費用増加につながるおそれがあるためです。品質管理の独立性と必要な管理体制を確保したうえで、業務に支障のない範囲で兼務を認めていただきたいと考えます。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
33	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	141~143	別紙4	3		4	電子ファイルの消去方法について、HDDおよびSSDを対象とした消去方式のみが規定されていますが、クラウドストレージ等に保存した場合の取扱いが明示されていません。 クラウドサービス上での保存の可否および情報管理要件を明確にするとともに、クラウドサービスの機能・契約条件に基づく削除等、物理媒体への上書き以外の方法も、復元不可能性を確保できる代替的な抹消方法として認める旨を追記いただくよう要望します。 また、別紙5の報告書についても、クラウドサービス上のデータ削除を報告できる項目を追加いただきたいと考えます。	近年は、業務資料の保存・共有にクラウドストレージ等を利用する事業者が増えており、受領資料がクラウドサービス上に保存される可能性があります。 クラウドサービスでは、利用事業者が物理的なHDD・SSDを直接管理していないため、仕様書に指定されたNSA方式、DoD方式または（Enhanced）Secure Erase方式による消去を、利用事業者自身が実施または証明できない場合があります。	クラウドサービス上で管理した情報の削除については、手動等でクラウドサービス上から削除し、その結果を証明として提示いただくことを想定しています。
34	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	67	3	17	1	4	運用・保守設計において、受注者、主管部署、デジタル庁、クラウドサービス提供者、外部連携先およびその他関係事業者間の役割分担を整理することとされています。 応札者間の見積条件を統一するため、監視、障害一次切分け、クラウドサービスへの問合せ、 バックアップ・リストア、アカウント管理、証明書更新、脆弱性対応、外部連携先との調整および災害復旧について、 現時点で想定する実施主体と支援主体をご提示いただきたいと考えます。	各作業の実施主体によって、必要な運用要員、対応時間、管理ツール、クラウド権限および外部事業者との契約・連絡体制が異なります。 責任分界を契約後の運用・保守設計のみで決定する場合、事業者ごとに異なる作業範囲を前提として見積もる可能性があるため、少なくとも見積りに必要な役割分担を事前に明確化する必要があります。	要件定義時点で必要と考えられる次期RSシステムの運用作業及び各作業において事業者にもとめる運用保守作業については「別紙19 運用保守作業一覧」のとおりです。 また、各関係者の作業を踏まえた作業分担については、受注者の知見や各関係者との調整を行い、運用保守設計で実施することを作業要件としています。
35	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	26	5	7	ウ	4	外部情報の参照について AI実証のレビューシートの項目では言及されていませんが、外部サイトからの情報取得機能についても検討いただきたいです。 例えばMCPサーバ等を利用し、ガードレールを設けた上で限定的に外部情報を取得できる構成も将来的な選択肢として検討できるのではと思います。	現状の実証ではガイドブックやレビュー関連文書を中心としたRAG構成となっている認識です。 しかしレビュー対象によっては、下記のような情報が必要となるかと思います。 ・記載されたURLの有効性確認 ・最新の政策動向の把握 ・新しい制度・技術用語の理解 ・AIモデル学習時点以降に発生した事象の補足 AIモデル内部の情報だけでは、ハルシネーションや表面上の指摘のみになってしまうのではないかと考えました。	次期RSシステムから提供する評価に関するAI機能については、外部サイトで公開されている情報の閲覧についても要件として含めています。 また、AI実証においても評価に関するAI機能については外部サイトの閲覧も実証内容に含める想定であることから、調達仕様書から明確に読み取れるよう変更しました。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
36	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64～100	7	2	-	1	受注者及び作業要員に求める資格等の要件について 現在の資格実績要件は、AI、ガバメントクラウド、行政システム、大規模プロジェクト等の経験を同一要員に求める内容が多く、非常に高度な人材が対象となっています。 そのため、必須要件を全て個人要件として求めるのではなく、社内専門組織によるサポートも含めた体制要件としても評価いただけるように検討いただきたいです。	下記が可能となり、結果としてプロジェクト全体の品質向上やリスク低減につながると考えました。 ・要員確保の柔軟性向上 ・特定要員への過度な依存の回避 ・品質確保に向けた第三者レビューの実施	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
37	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	45	6	5	ア	1	「運用期間中における軽微な改修については、次期 RS システムの設計・開発に要する工数の10%程度の工数を見込むこと」とありますが、R9年度実施の設計・開発業務総工数の10%程度の工数を、R10年度運用保守契約に含めるという理解で合っていますでしょうか。また、当該記述は削除し、改修は都度契約とする方が望ましいと考えますがいかがでしょうか。	R9年度実施の設計・開発業務総工数の10%程度の工数は比較的大きい数字になることが想定され、「軽微な改修」の域を超え、実施有無が不明のままR10年度運用保守見積金額が増大することが考えられるため。 また、「軽微な改修」の捉え方が判然とはせず、運用保守内での実施について見解の相違が発生することが想定されるため。	軽微な改修については、本調達に含める理解であっています。 なお、軽微な改修においては、システム稼動後に発生するUI、UXの改善や制度上対応が必要となる入力項目の追加等を想定しており、これらの対応を速やかに実施する必要があることから、本調達に含めています。
38	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	130	10	2	-	4	契約不適合責任について、「検収後１年間において、納入成果物に契約不適合があることが判明した場合には、受注者の責任及び負担において、内閣官房が相当と認める期日までに補修を完了するものとする」と記載願います。	仕様書案では契約不適合発生の期間が設けられておらず、無期限の形となっております。この場合、無期限の将来にわたって契約不適合発生対応のリスク費用を計上する必要があり、高額の見積りとなってしまいます。一定の範囲内での対応とすることが合理的と考えるためとなります。	改正民法に基づき仕様を作成しているため、仕様の変更は実施していません。
39	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	12～15	5	(1)～(4)	-	4	短期間で複数工程を並行して実施する本業務について、要件・機能範囲の確定時期、変更管理手続、主管部署及び工程管理支援事業者のレビュー・承認期限を、契約後早期に合意する旨を明記いただきたい。	RFIでは10か月での構築を条件付きで実現可能と回答しています。 QCD確保には、要件の早期確定、変更影響の評価、意思決定及びレビューのリードタイム管理が不可欠であり、受発注者双方の前提を明確にすることで実現性の高い計画を策定できるためです。	要件・機能範囲の確定時期、変更管理手続、主管部署及び工程管理支援事業者のレビュー・承認期限については、契約締結後2週間以内に提出される設計・開発計画書及び実施要領にて合意する予定です。
40	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	12～13、39～42	5	(1)(2)(15)	-	4	AI駆動開発又はSpec-Driven Developmentを採用する場合の成果物定義、レビュー方法、要件から設計・コード・テストへのトレーサビリティ確保方法及び技術提案上の評価観点を明確化いただきたい。	ウォーターフォール以外の開発手法も提案可能とされていますが、AIを活用した設計書、ソースコード及びテストの生成等を適切に評価する基準が明確であれば、品質を担保しつつ生産性向上が見込める開発方式を提案しやすくなるためです。	AI駆動開発又はSpec-Driven Developmentを採用する場合の成果物定義については、調達仕様書に記載のとおり計・開発実施計画書の作成段階において、受注者が採用する開発手法を踏まえて適切な成果物を定め、主管部署の承認を得ることとしています。 また、レビュー方法については、生成AIを用いる場合はレビューの方法等についても作業開始前に主管部署と合意することを要件としています。要件から設計・コード・テストへのトレーサビリティ確保方法についても、調達仕様書の各作業要件にて受注者が提案する作業工程間で整合した成果物を作成する仕様としています。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
41	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	23～35	5	(7)～(9)	-	4	AI機能については、令和8年度及び令和9年度の実証結果を踏まえ、初回稼働時に実装する必須範囲と、精度検証後に段階的に改善・拡張する範囲を区分し、各段階の受入条件を明確化いただきたい。	AI機能はモデル、参照データ及び評価方法により精度が変動します。初回稼働範囲と将来拡張を区分し、人手確認を含む受入条件を合意することで、短期間の開発においても品質及び納期を両立しやすくなるためです。	ご意見としてあげていただいている精度検証が「AI機能の検証」作業を指す場合、当該作業は初回稼働前に実施する作業であり、サービス提供以前に要件定義書に記載の精度を満していることが受け入れ条件となります。 運用開始後に実施する、精度の維持及び向上については、運用開始後には実際の利用状況や利用者からの意見等を踏まえて定期的に精度改善を実施する方針であり、その際の受入条件は、実績を踏まえ協議し決定します。
42	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	34～36、44～47	5、6	5(9)(10)、6(4)(5)	-	4	AI機能の継続的な品質維持に必要な評価データセット、プロンプト、RAG参照文書、モデル設定、評価結果及び変更履歴を管理対象成果物として明確化し、モデル変更時の再評価・承認手順を定めていただきたい。	AI固有資産の構成管理と再現可能な評価手順を定めることで、モデルや参照文書の変更後も品質劣化を検知し、説明可能性及び監査対応を確保できるためです。	AI固有の資産についても納品を求める想定です。 なお、具体的な納品物については、調達仕様書に記載のとおり計・開発実施計画書の作成段階において、受注者が採用する開発手法を踏まえて適切な成果物を定め、主管部署の承認を得ることとしています。
43	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	36～38、48	5、6	5(11)、6(7)	-	4	現行RSシステムからの移行及び引継ぎについて、現行事業者が提供する設計書、データ定義、IF仕様、ソースコード、試験資産、運用課題、データ抽出支援等の対象、品質、提供時期及び主管部署による調整責任を明確化いただきたい。	他社システムのリプレースでは、現行資産の開示範囲と引継ぎ品質が移行のQCD及び参入可否に直接影響します。受注者だけでは制御できない前提条件を明確にすることで、公平な見積りと確実な移行計画の策定が可能になるためです。	現行RSシステムに関する設計書等の各種情報については、入札公告時に可能な範囲で閲覧資料として閲覧希望者にて確認可能としています。 なお、契約締結後においても可能な範囲で提供する予定です。
44	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64～100	7	-2	-	1	生成AI、RAG、LLM等に関する資格・実績は、プロジェクト従事者個人への保有を必須とせず、提案事業者内のAI専門組織又は有識者による横断的な技術支援、レビュー及びエスカレーション体制をもって充足可能とされたい。	生成AI分野は技術進展が速く、専門組織が複数案件を横断して支援する体制が実務上一般的です。個々の従事者に資格・実績を求めると人員確保が著しく困難となる一方、専門部隊による設計・品質レビューを明確化すれば、専任配置によらず品質を担保できるためです。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
45	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51～100	7	(1)(2)	-	1	行政事業レビュー及びEBPMに関する業務知見は、提案時点で受注者側要員が保有することを必須とせず、主管部署による業務説明、資料提供、定期的な業務検討会及び受入判断を通じた知識移転を前提とする体制要件へ見直していただきたい。	行政事業レビューは固有性が高く、十分な実務経験を有する民間人材は限定されます。受注者には業務知識を吸収して要件・設計へ反映する能力を求め、業務ルールと最終判断は主管部署が担う役割分担とする方が、競争性と実現性を両立できるためです。	次期RSシステムについては、業務を十分に理解した上でレビューシートの質の向上や作成の効率化を実現する必要があり、システムの開発期間を踏まえ、公開されている本制度の情報や調達仕様書や各種閲覧資料で提示される業務に関する情報を十分に理解している要員により作業を実施する必要があることから、必須の要件としています。
46	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64～100	7	-2	-	1	資格保有は必須ではなく推奨要件とし、同種又は類似案件の実務実績、担当した役割・規模、成果物、品質管理実績及び専門組織によるレビュー体制等により、同等以上の能力を証明できる場合は代替可能とされたい。	資格は知識確認の一手段であり、実務遂行能力を一意に示すものではありません。例えば、クラウド資格は大規模クラウド設計・移行の責任者経験、AI資格は生成AI・RAGシステムの設計又は品質責任者経験等で代替できるようにすることで、品質を維持しつつ人材確保の制約を緩和できるためです。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
47	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	64～100	7	-2	-	1	ガバメントクラウド固有の経験、構築工数500人月以上、過去3年以内の複数実績等については、要件の組合せを個人又は単一案件で全て満たすことを必須とせず、官公庁・金融等の高セキュリティ環境におけるAWS、Azure等の大規模クラウド設計・構築・移行実績を同等実績として認めていただきたい。	ガバメントクラウド固有事項は契約後に最新ルールへ適合させる必要がありますが、基盤設計、可用性、セキュリティ、IaC、CI/CD、移行等の中核能力は他の大規模クラウド案件でも確認可能です。期間・件数・規模条件の重複は参入障壁となるためです。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
48	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51～64、101～122	7、8	(1)(2)	-	1	責任者の専任、役割間の兼任禁止、各チームへの複数名配置及び高い関与率については、独立性確保が必要な品質管理・情報セキュリティ等を除き、提案事業者が責任分界、代替要員、レビュー方法及び稼働計画を示すことを条件に、兼任・横断支援・段階的配置を認めていただきたい。	短期間に多数の役割を全て専任で配置すると体制構築の障壁となります。工程ごとの負荷に応じた配置と、AI専門組織等による横断支援を認めることで、必要な牽制を維持しながら実効的かつ持続可能な体制を構築できるためです。	ご意見を踏まえ、体制の要件を変更しました。 詳細は調達仕様書をご確認ください。
49	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	11	3	-2	-	4	「Microsoft AzureからCSPを変更する場合は、デジタル庁のGSSネットワークチームと調整しGSSネットワークとの接続設定を行うこと」との記載があるが、CSP変更に伴い発生し得る追加費用（データ移行、ネットワーク再接続、検証作業等）が本調達の範囲に含まれるのか、範囲外とされるのかを明確化していただきたい。	CSP変更を伴う提案とAzure継続利用を前提とした提案とで、費用構造及び作業範囲に相違が生じ得るため、応札事業者間で条件を統一し、公正な価格競争を担保する観点から確認を要望するものです。	AI実証環境におけるCSPの変更に伴い発生する追加費用のうち、サービス利用料については、本調達の範囲外です。一方、CSP変更に伴う各種作業については、受注者により費用負担し実施いただくこととなります。
50	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	24	5	-7	イ	4	令和8年度に実施されたAI実証（R8）の成果報告書について、実際のデータを含む全体版が契約後に開示とされているが、意見招請又は入札公告の期間中に、報告書概要（精度評価結果・課題等）について、可能な範囲で開示していただきたい。	AI実証（R8）の成果が本業務で構築するAI機能の前提となる一方、その内容が契約後にしか開示されない場合、技術等提案書における実現性の検討やスケジュール・体制の見積りの精度に影響するためです。	調達仕様書に記載のとおり、入札公告時点で公開可能な情報を閲覧資料として閲覧可能としています。
51	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	39, 49	5	-15	-	4	成果物一覧及び実施体制図について「要件定義時点での想定であり」契約後に再定義するとされているが、契約後における成果物・体制の再定義に伴い契約金額又は納期の変更が必要となった場合の協議等の手続について明確化していただきたい。	提案時点で前提とした業務範囲と契約後に確定する業務範囲に乖離が生じた場合の契約変更の考え方が不明確であると、技術等提案書におけるリスク見積り及び価格提案に支障を来すおそれがあるためです。	成果物一覧や実施体制については、設計・開発実施計画書にて主管部署と協議し決定します。なお、調達仕様書に示されていない外的要因等により追加の作業による成果物の作成や実施体制の構築が必要となる場合については、主管部署と対応を協議の上必要に応じて契約の変更等を行います。
52	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	51-95	7	-2	-	3	全体管理責任者、品質管理責任者、システム整備グループ責任者、各チームリーダー等の必須項目に共通して記載されている「行政事業レビューの業務特性及び行政事業レビューシート等の作成作業やデータの特徴を理解していること」について、理解度の証明方法について明記していただきたい。（同類業務の実績、研究実績、資料学習、分析実績等の従事年数・対応件数）	証明方法が明示されない場合、技術等提案書に記載すべき内容や証明レベルの基準が事業者ごとに異なり得るため、評価の公平性・透明性を確保する観点から明確化を要望するものです。	要件の充足については、提案者により提案書上で証明方法も含めて要件を満たすことを示していただきます。なお、本要件は公開されている本制度の情報や調達仕様書や各種閲覧資料で提示される業務に関する情報を十分に理解しているこ都の確認を意図したものです。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回答
53	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	134-135	13	-2	-	4	現行RSシステムに関する提供資料について、意見招請及び入札公告の期間中に閲覧対象の資料につきまして、インフラ設計書・データ定義書等の動作環境の詳細情報につきましても可能な範囲で閲覧対象として加えていただきたい。	現行資料が概略図レベルに留まる場合、現行運用保守事業者と新規参入を検討する事業者との間で、技術等提案書における移行方式や工数見積りの精度に差が生じるおそれがあり、公正な競争環境の確保の観点から、可能な範囲での閲覧資料の拡充を要望するものです。	現行RSシステムに関する設計書等の各種情報については、入札公告時に可能な範囲で閲覧資料として閲覧希望者にて確認可能としています。 なお、契約締結後においても可能な範囲で提供する予定です。

別紙2

「次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務」に係る意見への回答

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質　　問　　等	理　　由	回答
1	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	P.9-10	3	-2	-	質問	ガバメントクラウドとGSS/G-Net間の閉域網接続について、接続手段（DirectConnect等）の提供範囲、調達主体、費用負担の境界をご教示ください。事業者側での回線調達が不要である場合は、その旨を明記いただけますようお願いいたします。	本システムはガバメントクラウド及びGSS/G-Netの利用を前提としており、閉域網接続の調達主体・費用負担の境界が不明確だと、事業者の見積範囲・費用が確定できないため。	接続手段は、クラウドサービスから提供される回線接続サービス（DirectConnect等）となります。受注者による構築範囲は、クラウドサービス上のゲートウェイサービスであり、当該サービス構築及びGSS/G-Netと接続に必要となる各種調整や設定、テストの実施です。 なお、クラウドサービス上のサービス利用料については、受注者による費用負担でございません。
2	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	4	AI機能の実証部分の開発ではなく、通常の設計開発の範囲で生成AIを利用した開発は可能ですか。その場合はどの範囲での利用を許可されますか。	開発に生成AIを用いることで効率が上がることが期待されるが、保守性なども含めて何処までオープンな利用を許可されるかを確認したい。	通常の設計開発の範囲で生成AIを利用した開発は可能です。 許可される利用範囲や利用に伴う要件（条件や制約事項）については、要件定義書「3.2.（5）」を参照ください。
3	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	9	3	(2)	-	2	現行システムはパッケージベースでカスタマイズにて構築していることから現行システムの設計書やプログラムソースの提供は難しいかとは存じますが、可能な範囲で設計書やプログラムソースの提供はできますでしょうか？	[1]に「現行機能踏襲」という記載があります。次期システムの整備を行うにあたって、現行システムの設計書やプログラムソースを確認したく存じます。	現行RSシステムに関する設計書等の各種情報については、入札公告時に可能な範囲で閲覧資料として閲覧希望者にて確認可能としています。 なお、契約締結後においても可能な範囲で提供する予定です。
4	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	9	3	(2)	エ	2	現行RSシステムの運用保守事業者様に現行仕様などを確認したいことが発生する可能性がございます。 適宜、現行事業者（設計開発、運用保守）との打ち合わせを複数回の設定やご支援をお願いすることは可能でしょうか？	[1]に「現行機能踏襲」という記載があります。次期システムの整備を行うにあたって、現行機能仕様の詳細を確認する必要が生じた場合の問い合わせ、あるいは各種設計資料のレビューを行う際に、現行運用保守事業者様も次期RSシステム運用保守事業者体制に含める必要があると考えます。	現行RSシステムの運用保守事業者への問合せや調整を行うための打ち合わせについては、令和9年度においては実施可能です。 一方、受注者から現行RSシステムの運用保守業者への検討依頼や移行データの抽出を除く作業依頼は対応ができない可能性がございます。
5	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	14	5	(3)	ア	1	以下の文章についてご質問です。 --- なお、主管部署とのコミュニケーション、情報共有についてはコミュニケーションツールの活用を基本とする。主管部署が保有するライセンスで利用可能なコミュニケーションツールは Microsoft Teams である。これらのツールを用いる場合、受注者のライセンスは原則受注者で用意すること。 --- 上記文章は内閣官房様で利用されているGSSのMicrosoft Teamsをコミュニケーションツールとして利用することを言及されていると理解しています。その場合、ライセンスは事業者側で手配できないと思われます。 例えば、同様にGSSのMicrosoft Teamsを利用してプロジェクトを実施している他省庁様の案件では、事業者でライセンスを手配するのではなく、各省庁様よりアカウントを発行いただく形で利用しております。 本件も内閣官房様より事業者向けにアカウントを発行いただく形になる（事業者でライセンスを手配することはない）と思われますが、いかがでしょうか？	ライセンス手配要否を確認したいため	本案件においては、GSSのMicrosoft Teamsに主管部署がゲスト登録を行います。 そのため、主管部署による受注者のアカウントの発行は行いませんので、受注者にてアカウントの用意をお願いします。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質　　問　　等	理　　由	回答
6	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	11	3	3	3	1	契約期間は「契約締結日から令和11年3月31日まで」とされ、関連調達案件一覧では令和9年4月からの契約開始が予定されていますが、現時点で想定されている入札公告、提案締切、開札の時期をご教示ください。	要員調整のために、作業開始時期を把握させていただきたいと考えております。	提案書の締切り及び開札時期については、入札説明書をご確認ください。
7	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	72	3	3.18	4	1	ソフトウェアの最新化について、既存のライセンス、保守契約またはサブスクリプションの範囲内で提供されるアップデートおよび修正プログラムの適用作業は、受注者の負担に含まれるとの理解でよいでしょうか。またアップデートの頻度について指定をお願いします。 また、メジャーバージョンアップ、サポート終了、ライセンス体系の変更等により、新たなライセンスまたは後継製品の購入が必要となる場合の費用負担について、ご教示ください。	ソフトウェアの最新化および修正プログラムの適用作業は受注者の保守業務として示されていますが、 アップデートに伴って追加のライセンス購入費等が発生する場合の費用負担については、確認できた仕様書等の記載からは明確ではありません。	アップデート及び修正プログラムの適用作業は、受注者の負担による作業範囲内です。 なお、作業頻度については利用する製品によるため、確定的な頻度は回答できません。 また、本調達において必要に応じて活用するソフトウェアはサービス提供のために用意するものであることから、メジャーバージョンアップ、サポート終了、ライセンス体系の変更等により、新たなライセンス又は後継製品の購入が必要な場合の費用負担及び作業の実施についても受注者負担となります。
8	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	24	5	7		1	AI PoC実証②における評価観点について ① PoC②において最も重視される目的（優先度）はありますでしょうか。 ・業務効率化 ・レビューシート品質向上 ・EBPM品質向上 ・AI提案精度向上　など	AIPoC実証①では、生成AIを活用することによる業務効率化や作業負荷軽減等、「生成AI導入自体の有効性」を確認することが主な目的であったと理解しています。 一方で、AI PoC実証②では、PoC①で得られた知見を踏まえ、 ・EBPM観点でのレビューシート品質向上 ・点検・評価結果の品質向上 ・AI提案内容の精度向上 ・実業務への適用性向上 など、より実務適用を見据えた効果検証を行うフェーズと理解しております。 そのため、PoC②における評価設計や提案内容を具体化するため、ご教示いただきたい。	令和8年度の実証を踏まえて詳細を決定することから、契約開始後に主管部署と受注者にて協議の上決定する想定です。 なお、現時点で確定した方針ではないものの、実証の利用者について、各府省庁職員の協力は想定しておらず、主管部署の担当者を想定しています。
9	01｜【仕様書案】次期 RS システムの整備に係る設計・開発・移行等及び令和 10 年度運用・保守業務	24	5	7		1	AI PoC実証②における評価観点について ② AI評価用の正解データ（評価データセット）は存在しますでしょうか ・模範となるレビューシート ・有識者レビュー結果 ・望ましい改善提案例　など	同上	令和8年度の実証を踏まえて詳細を決定することから、契約開始後に主管部署と受注者にて協議の上決定する想定です。 なお、現時点で確定した方針ではないものの、実証の利用者について、各府省庁職員の協力は想定しておらず、主管部署の担当者を想定しています。